

番号	内容	関係条項
6	学校のグラウンドは第二種特定工作物に該当するか	法第4条第11項

運動・レジャー施設に該当する工作物であっても、学校（大学を除く）の施設にあつては、第二種特定工作物には該当しません。また、幼保連携型こども園の施設についても、学校の施設と同様に第二種特定工作物に該当しません。